

第1章 緑の基本計画の前提

1-1 緑の基本計画とは

近年、市街地の進展に伴う緑の減少や環境保全への意識の高まり、災害に強いまちづくりの推進など、自然環境に対する保全や共生、安全で快適な生活環境づくりは、現代社会の大きな課題となっています。特に緑の役割やそれらに寄せる期待は大きくなっていますが、私たちの暮らしには欠くことのできないものです。

このようななか、都市における緑の役割は以下のように整理することができます。

緑の役割

- ①人と自然が共生する多様性のある都市環境を確保することができます。
- ②緑の持つ多様な機能の活用により、多様なニーズに対応した
レクリエーション空間やふれあいの場を確保することができます。
- ③災害防止、避難地、救護活動の拠点などの機能により、
都市の安全性を確保することができます。
- ④多様性や四季の変化のある緑が心を育み、
うるおいのある美しい景観を形成することができます。

以上のことから、『緑』は快適で安全な市民生活を実現するうえで必要不可欠なものであり、緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に推進する必要があります。

「緑の基本計画」は、こうした状況のなか、平成6年の都市緑地保全法（現、都市緑地法）の改正に伴い、新設された制度であり、都市緑地法第4条に基づき市町村が主体となり策定するもので、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する総合的な計画です。

その特徴は、以下のとおりです。

緑の基本計画の特徴

- ①法律に根拠をおく計画制度です。
- ②市町村の緑とオープンスペースのすべてに関する総合的な計画です。
- ③住民にもっとも身近な、地方公共団体である市町村が策定する計画です。
- ④計画の策定に際して市民の意見をもとに策定します。
- ⑤計画を達成するために、目標水準を設定し、市民の参加と協力で推進する計画です。

「桑名市 緑の基本計画」は、桑名市の『緑』について、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など様々な機能を十分に発揮させながら、市民と行政が協働して次世代へ緑が継承されるように保全、創出していくための指針となるものです。

1-2 計画の目的と策定フロー

(1) 計画の目的

「緑の基本計画」は都市緑地法に基づく、都市の緑に関するマスタープランです。市民と行政等が協力しながら都市環境の向上をめざし、緑の保全と創出を総合的に計画し、緑のまちづくりを進めるための指針として策定することを目的とします。

(2) 計画の内容

桑名市の将来めざす緑の目標（水準・配置）を設定し、それらを実現するための、都市公園・緑地の整備や樹林地、農地、河川の保全、緑化活動など具体的な施策の整理を行います。

(3) 策定のフロー

計画策定のフローは以下のとおりです。

